

『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等』

に対するご意見の概要とそれに対する考え方

ご意見の概要	考え方
<p>電子記録簿の技術基準を定める告示(仮称)の制定関係について、特段反対無いが、念のために、都度(又は一定の時間・記録量が積み重なった場合に)記録についての紙出力を行っておくようにするのがよいのではないかと思われた。(電磁的記録の改竄防止のため、また電子機器の不具合による場合に備えて。)</p>	<p>ご懸念の「電磁的記録の改竄防止のため、また電子機器の不具合による場合に備える」という点につきましては、IMO 策定のガイドラインにおいて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電磁的記録の改竄の試みがあった場合、これを検出及び防止すること ・機器の不具合など、システム障害が発生した場合も自動的にバックアップがとられ、データを継続して保持できること <p>といった旨の要件を満たしたもののみ、電磁的記録によることが可能と規定されております。</p> <p>また、今回の改正は電磁的記録に不具合が生じた場合のバックアップとして、船舶において紙に出力して記録を保存することを妨げるものではございません。</p>
<p>これ以上汚染を広げたくありません。不正改竄のない正しい数値の入力、保存をお願いします。</p>	<p>ご意見のとおり、海洋汚染を防止するために IMO で策定されたガイドラインに基づき、国際基準を満たした電子記録簿のみ使用を認めることし、不正改竄の防止を徹底してまいります。</p>
<p>デジタルデータを安心して正確に扱えますか。疑問です。</p>	<p>安心して扱えるよう、不正な改変を防止する機能や不正な改変を検出する機能を持っていることなど、セキュリティ面についても国際基準を満たした電子記録簿のみ使用を認めることとしています。</p>